

公立大学法人県立広島大学職員就業規則（素案）の概要

資料9

H19. 2. 8

章・節	条	規定のポイント		
第1章 総則	目的	○職員の労働条件、服務等就業に関し必要事項を規定		
	定義	○規則の用語を次のとおり定義 「職員」：法人に勤務する常勤の職員（任期付教員を含む。） 「教員」：教授、准教授、講師、助教及び助手		
	適用範囲等	○この規則の適用範囲：上記の「職員」 ○県派遣職員等は、県等と法人の取決めがある事項は、これによる。 ○教員人事等に関しては、別規程に定めがある事項は、これによる。 ○非常勤職員・有期雇用職員は、非常勤職員等就業規則による。		
	法令等との関係	○この規則に定めのない事項は、労基法等による。		
	規則の遵守義務	○法人・職員の規則の遵守義務		
第2章 人事	第1節 採用	採用	○職員の採用は、競争試験又は選考による。	
		労働条件の明示	○採用者に対するこの規則の提示及び労働条件を記載した文書の交付	
		採用時の提出書類	○採用者の採用時の提出書類（履歴書、学歴・職歴・資格証明書等）	
		採用後の赴任	○採用者の赴任義務	
		試用期間	○試用期間：6か月（1年まで延長可） ○勤務成績が不良であること等により、試用期間中の解雇又は試用期間満了後に本採用しないことが可	
	第2節 評価	勤務評定	○勤務評定の実施	
		第3節 昇任及び降任	昇任	○昇任は、勤務評定、総合的な能力評価に基づく選考による。
	降任		○勤務実績不良、心身故障、適格性欠如、経営上・業務上の事由により降任させることが可	
	第4節 異動	異動	○配置換・兼務・出向の命令・応諾義務等	
		第5節 休職及び復職	休職	○休職事由：心身故障、刑事事件起訴等
	休職の期間		○心身故障休職等：3年以内 ○刑事起訴休職：裁判所係属期間	
	復職		○休職事由の消滅による復職の命令	
	第6節 退職	退職	退職	○退職事由・退職日は、次のとおり ・辞職：承認日 ・定年：定年以後の最初の3月31日 ・任期付教員：任期満了日 ・休職期間満了後における休職事由不消滅：休職期間満了日 ・死亡：死亡日
			自己都合による退職手続	○自己都合による退職は、退職予定日の30日前までに申出する必要
			定年	○定年（教員65歳、その他60歳）
			再雇用	○教員以外の職員について、1年以内で任期を定め再雇用可
	第7節 解雇	解雇	解雇	○次の場合は解雇 成年被後見人・被保佐人、禁錮以上の刑等 ただし、交通事故に係る罪に係るものについては、 情状を考慮し解雇しないことも可 ○次の場合は解雇可 勤務成績不良、心身故障、適格性欠如、経営上・業務上の事由
			解雇制限	○解雇制限期間 ・業務災害の療養休業する期間＋その後30日間 ・産前産後の休業期間＋その後30日間
			解雇予告	○30日前の解雇予告又は解雇予告手当の支払いの義務 ○上記は、行政官庁の認定を受けた場合等は非適用
	第8節 退職証明書等	退職証明書	○退職（解雇）者から請求のあった場合の退職証明書の交付義務 ○記載事項：雇用期間、業務の種類、地位、給与、退職等事由	
退職又は解雇後の責務		○退職・解雇時の貸与物品の返還義務		

章・節	条	規定のポイント
第3章 給与	給与	○給与の詳細を「給与規程」に委任
第4章 服務	職務専念義務等	○労働契約に基づく誠実義務・職務専念義務
	職務専念義務免除	○職専免事由：研修，厚生計画参加，組合交渉参加等
	法令等及び上司の命令に従う義務	○法令等・上司の命令に従う義務
	禁止行為	○信用失墜行為，秩序・規律を乱す行為，地位の私的利用行為，学内の文書等配布・掲示行為及び物品販売等の禁止
	守秘義務	○職員及び退職者等の守秘義務
	職員の倫理	○倫理保持義務。倫理の詳細を「倫理規程」に委任
	セクシュアル・ハラスメントの防止	○セクシュアル・ハラスメントの防止義務 ○防止の詳細を「セクシュアル・ハラスメント防止規程」に委任
兼業	○兼業原則禁止。兼業の詳細は「兼業規程」に委任	
第5章 勤務時間，休日，休暇，休業等	勤務時間，休日及び休暇等	○勤務時間等の詳細を「勤務時間，休日及び休暇等規程」に委任
	育児・介護休業等	○育児・介護休業の保障 ○休業の詳細を「育児休業規程」，「介護休業規程」に委任
第6章 研修	研修	○研修の実施
第7章 表彰	表彰	○表彰の実施
第8章 懲戒	懲戒	○懲戒事由：無断欠勤，勤務懈怠，指示等違反，損害付与，刑法犯，信用失墜行為，素行不良，経歴詐称，法令違反等 ○監督責任による懲戒可
	懲戒の種類	○懲戒の種類：戒告，減給，停職，諭旨解雇及び懲戒解雇
	懲戒の手続等	○懲戒の手続等を「懲戒規程」に委任
	訓告等	○厳重注意・訓告の実施
	損害賠償	○職員の故意・重大過失による損害に係る賠償義務
第9章 安全及び衛生	安全衛生管理	○健康増進・危険防止の措置の実施
	安全衛生協力義務	○安全衛生措置への職員の協力義務
	安全衛生教育	○職員の安全衛生教育・訓練を受ける義務
	非常災害時の措置	○非常災害時の緊急措置等の義務
	健康診断	○健康診断の受診義務，健康保持措置の実施
	就業の禁止	○伝染性疾病に罹患した場合，心臓等の疾病で病勢を憎悪するおそれがある場合等の就業禁止
	その他必要な事項	○安全衛生の詳細を「安全衛生管理規程」に委任
第10章 出張等	出張	○出張の命令可
	旅費	○旅費の詳細を「旅費規程」に委任
第11章 福利厚生	宿舎	○宿舎利用の詳細を「宿舎規程」に委任
	互助組合	○広島県教育職員互助組合への加入（県派遣職員等を除く。）
第12章 災害補償	業務災害及び通勤災害	○業務災害・通勤災害は，地方公務員災害補償法による。
第13章 退職手当	退職手当	○退職手当の詳細を「退職手当規程」に委任
第14章 職務発明等	職務発明等	○職務発明等の詳細を「知的財産権取扱規程」に委任